平成２３年（フ）第３号
愛媛県宇和島市三間町増田237番地２
債務者　田原　久義
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　博明
４　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第７号
愛媛県宇和島市三間町増田232番地２
債務者　田原　祐樹
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙田　博明
４　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月７日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第３２号
宮崎市大字小松1158　介護老人保健施設ひむか苑、住民票上の住所宮崎市下北方町俣萩692番地１
債務者　日髙　寛明
１　決定年月日時　平成23年２月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　年森　俊宏
４　破産債権の届出期間　平成23年３月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８号
広島市南区宇品海岸２丁目12番44―401号
債務者　田村　賢美
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西本　聖史
４　破産債権の届出期間　平成23年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８３３号
兵庫県姫路市飾磨区中島966番地
債務者　西田　廣幸
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤田　和也
４　破産債権の届出期間　平成23年３月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５６０号
愛知県一宮市大和町妙興寺字伊勢田18番地
レジデンストレドＢ―102号
債務者　新名　英幸
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月13日午後１時15分
５　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１０号
愛知県一宮市神山２丁目14番10号　コーポふじ107号
債務者　山本　文雄
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２２年（フ）第１６０８号
広島市西区庚午中４丁目５番18―202号
債務者　内田　英孝
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９７号
福井市大町２丁目107
債務者　株式会社光エンタープライズ
代表者代表取締役　高橋　秀和
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６号
秋田県横手市朝日が丘３丁目20番６号
債務者　真田　寛之
１　決定年月日時　平成23年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第８号
岩手県東磐井郡藤沢町増沢字上久手10番地
債務者　菅原　悦子
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第１７号
群馬県館林市堀工町1505番地
債務者　中村　　薫
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２２１号
岐阜県不破郡垂井町大滝480番地
債務者　青木　末子
１　決定年月日時　平成23年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１６号
熊本県天草市天草町高浜南153番地の１
破産者　有限会社篤栄建設
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所天草支部

平成２１年（フ）第６９３号
宮崎市大字跡江1358番地10
破産者　国富電機工業株式会社
１　決定年月日　平成23年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係